○糸魚川市物品等制限付き一般競争入札実施要綱

平成22年２月26日

告示第29号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する製造の請負、物品の買入れ及び借入れ並びに役務の提供等（以下「物品の調達等」という。）に係る制限付き一般競争入札（入札参加資格に一定の条件を加え、当該参加資格を有する者による一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この要綱による制限付き一般競争入札の対象は、予定価格（単価契約又は長期継続契約にあっては、全体の執行予定額）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えるもの（以下「対象物品の調達等」という。）とする。

(1)　製造の請負　200万円

(2)　物品の買入れ　150万円

(3)　物品の借入れ　80万円

(4)　前各号に掲げる以外のもの　100万円

２　前項の規定にかかわらず、市長が制限付き一般競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

３　市長は、制限付き一般競争入札の参加資格要件（以下「資格要件」という。）を定めようとする場合は、糸魚川市競争入札選定委員会（糸魚川市競争入札選定委員会規程（平成18年糸魚川市訓令第39号）第１条の定めるところによる。以下「選定委員会」という。）の審査を経なければならない。

（入札参加資格）

第３条　制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　糸魚川市物品入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第９号）に基づいて対象物品の調達等の区分に係る入札参加資格名簿に登載されている者であること。

(2)　入札参加申請を行った日から入札執行日までの間、糸魚川市物品調達等請負業者指名停止等措置要領（平成27年糸魚川市告示第42号）に基づく指名停止等を受けていない者であること。

(3)　前各号に定めるもののほか、市長が当該対象物品の調達等に関し公告した要件を備

えていること。

（入札の公告）

第４条　制限付き一般競争入札の対象物品の調達等の公告は、糸魚川市ホームページに掲載して行うとともに、その写しを設計図書閲覧所において閲覧に供するものとする。

（公告事項）

第５条　前条の規定により公告する事項は、糸魚川市財務規則（平成17年糸魚川市規則第49号）第154条の規定により公告するものとする。

（入札参加申請書の提出）

第６条　制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告で定める申請期限日までに制限付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（入札参加資格審査）

第７条　市長は、入札参加申請者が提出した申請書の確認審査を行い、入札に参加する資格を有しない者がいる場合には、その者に対し入札期日の２日前までにその旨を通知しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、１日前までにその旨を通知することができるものとする。

（入札参加申請者名の公表）

第８条　入札参加申請者名は、入札が終了するまで非公開とする。

（入札の中止等）

第９条　市長は、制限付き一般競争入札の入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

（資格要件の変更）

第10条　市長は、入札参加申請者数が少数で競争性が確保されないと認めるときは、選定委員会の審査を経て、資格要件等の変更を行うことができる。

（設計図書の閲覧等）

第11条　対象物品の調達等に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、糸魚川市ホームページ又は財政課において閲覧又は貸出しに供する。

２　設計図書を閲覧又は貸出しに供する期間は、公告の日から入札期日の前日までとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

前　文　抄

平成22年４月１日から実施する。

前　文（平成23年３月30日告示第61号）抄

平成23年４月１日から施行する。

前　文（平成24年３月27日告示第70号）抄

平成24年４月１日から施行する。

前　文（平成27年３月23日告示第47号）抄

平成27年４月１日から施行する。

前　文（平成30年４月１日告示第109号）抄

告示の日から施行する。

附　則（令和７年３月31日告示第91号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。